

第 33 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 1 時 30 分～

会 場 高郷総合支所 大会議室

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
16 番 渡部 信夫	17 番 庄司 英喜	

4 本日の総会に欠席通告した委員

18 番 木戸 賢治

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 79 号 会務報告について

報告第 80 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 81 号 専決処分の承認を求めることについて

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 182 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 183 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 184 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 185 号 現況確認証明申請について

議案第 186 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 187 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 小 林 孝 昭

次長兼農地係長 大 竹 秀 樹

農政係長 花 見 栄

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 富 塚 裕 成

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しい中、第33回農業委員会総会ということで大変ご苦勞様でございます。水稻もほぼ平年並みで出穂いたしました。今現在、生育が進み、豊作が予想されるということでございました。しかしながら新聞を見てがっかりしたのですが、隣のJA新潟ではコシヒカリ、去年は3万円だった概算金が18,500円、生産コスト指標20,535円を大きく下回る厳しいものであります。そして九州は早場米ですが、鹿児島では20,500円で、九州、四国等は早場米がある程度高値になりますけど、これが新潟、福島、東北、北海道といくと、どんな風になっていくのかが心配でなりません。この流れは担い手が少なくなっている中、生産コストが割れている現状では折角の生産意欲を削減する要因となります。これでは今後、数年、地域計画にも大きく影響が出てしまうのではないかと考えております。やはり価格が安定することで農業経営所得の安定・向上につながるわけですから、政府が需給調整を行い、管理してもらわないと本当に水田農業は出来ないという風に思います。今回、調整審議会がありますので、自治体から県知事に提出、県知事は国会議員に提出となっておりますので、その動向については皆さんもぜひ注視していただければと思います。本当に今回の米の値段については何のために作付けしているのか分からないような状態となっております。是非、皆さんもよろしくお願いいたします。そして、現在、委員の任期満了に向け公募期間中であります。事務局をはじめ、地区の調整や相談等も多くなってくると思います。大変ではありますがよろしくお願いいたします。また、農地パトロールや地域計画の見直しもありますので、色々と重なってはおりますが、よろしくお願いいたします。本日の総会には、報告3件、議案6件を予定しております。皆さま方の御協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

(開 会)

○議長

欠席委員は、18番 木戸 賢治 委員であります。定足数に達しておりますので、これより第33回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員には、

9番 木村 富士男 委員、10番 武藤 常雄 委員 を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第79号 会務報告について」、「報告第80号 農地法第18条第6項の規定による通知について」「報告第81号 専決処分の承認を求めることについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第79号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第80号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

報告第81号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第81号 専決処分の承認を求めることについて、

No.1について、3番 菊地 善一郎 委員より、

No.2について 13番 小林 千代松 委員より、

現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○3番 菊地 善一郎 委員

〔報告第81号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7月29日午前9時45分頃より設定人〇〇〇氏、被設定人〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇氏の代理人〇〇〇氏、小林委員、事務局より大竹次長、私の5人で聞き取り調査を行いました。当該地は現況水田でありそばの作付けを行っておりました。今回営農型太陽光発電施設の設置をするため、地域計画からの変更申請であります。現場は国道121号西側に位置し、周辺は水田に囲まれております。営農型太陽光発電施設の支柱建設であるため、農地の形状変更は無く土砂の流出や農業用排水施設、日照についても周辺農地に影響を及ぼすことは無く今回の申請は問題ないと考えます。以上報告します。

○13番 小林 千代松 委員

〔報告第81号のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る7月29日水曜日午前9時15分頃より被設定人有限会社〇〇〇代表〇〇〇氏、〇〇〇行政書士、菊地善一郎委員、大竹次長と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。地目〇番〇と〇、〇番〇、〇番は畑

ですがすでに資材置き場・パイプハウス等が設置されており、○番○は畑で耕作中でした。亡き父のとき農地転用の許可を得たものと勘違いして現在の申請に至りました。北側南側については道路に面しており東側住宅につながる道があり西側に畑があります。雨水は地下浸透、汚水はないということでした。西側に農地がありますが、法面の締固めを十分に実施するとのことで土砂流出に影響はないと判断しました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、報告第79号から報告第81号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。報告第79号から報告第81号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、報告第79号から報告第81号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

それでは「議案第182号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案件中、所有権移転No.6を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定 1 件、所有権移転 5 件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました
権利設定のNo. 1 については、3 番 菊地 善一郎 委員
所有権移転の

No. 1 については、17番 庄司 英喜 委員

No. 2 については、3 番 菊地 善一郎 委員

No. 3 については、9 番 木村 富士男 委員

No. 4 及び 5 については、11番 小林 博行 委員

より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 3 番 菊地 善一郎 委員

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

先の報告事項にありました専決処分No. 1 と同様で当該区分も同じであることから、説明内容も重複するため説明は省略いたします。

○ 17番 庄司 英喜 委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7 月 28 日 午前 9 時頃から関係者である譲受人〇〇〇氏が立ち合いのもと、現地調査並びに申請内容の聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人の〇〇〇氏については、県外在中で当日の立ち合いが難しいということであり、現地調査前日の 27 日 午前中にショートメールを送り、折り返し本人から電話をいただき譲渡の意思確認をさせていただきました。譲渡人は東京都台東区在住で、十分な管理も出来ず譲受人とは近い親戚関係にあり、今までも譲受人が荒廃農地としないために草刈り作業等を行ってきました。現地は基盤整備対象外の上中村地区にある神社のすぐそばに有る農地で譲受人の自宅東側に存在します。本人も大規模経営の傍

ら農地最適化推進委員を務め、農作業の効率化及び水利調整など周辺地域において農地の効率的・総合的な利用に努力しています。以上を踏まえ、本申請に伴う権利の取得については問題ないものと判断しました。以上を報告します。

○ 3 番 菊地 善一郎 委員

〔所有権移転のNo.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7月29日午前11時30分頃より譲受人の〇〇〇氏と私の2人で行いました。譲渡人の〇〇〇氏とは、今回の調査の日程を相談に行ったとき、体の具体が思わしくないため、調査及び譲渡の了解を得ました。当該地は以前より譲受人の〇〇〇氏の畑が周辺にあり、その周りは水田や住居となっており、影響を及ぼすことなく効率的に利用され、地域計画に支障を及ぼすことなく今回の申請は問題ないと考えます。以上報告します。

○ 9 番 木村 富士男 委員

〔所有権移転のNo.3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る8月1日、午後1時30分頃より、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんと私にて現地確認・聞き取り調査を行いました。申請地は、〇〇〇さんの自宅から徒歩1分位の所にありました。〇〇〇さんは数年前から塩川町に引っ越しており、その頃から〇〇〇さんは無償で貸して管理していただいていたとのことです。戻る予定もないことから、今まで管理してもらっていた〇〇〇さんは無償で譲り渡すことになりました。周囲は小区画の畑が何筆もあり、ほぼ〇〇〇さんが管理していました。今後も荒らすことなく管理していくとのことでしたので、今回の申請は問題ないと判断いたしました。

○ 11 番 小林 博行 委員

〔所有権移転のNo.4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8月2日、午前9時40分頃、現地調査及び聞き取り調査を行いました。

立ち合いは譲渡人の〇〇〇さん親子、譲受人の〇〇〇さんと近くに嫁いだ長女の夫である〇〇〇さんと私の5名で現地調査を実施しました。現地は〇〇〇さんの住宅の近くにあり、現況は〇〇〇さんが野菜を作っており、〇〇〇さんと〇〇〇さんは親類でありまして、〇〇〇さんが若松で生活しているため、長らく〇〇〇さんに管理を任せていた。〇〇〇さんの長女の御子息が〇〇〇さんの住宅に入居する予定となっております。農地を長く管理していただけることと周辺農地にも影響を及ぼすことなく効率的に利用されると判断し、今回の申請は問題ないと考えます。

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る7月26日午前9時30分頃より現地において申請地の現地調査と聞き取りを実施いたしました。立ち合いは譲渡人の〇〇〇さん、息子の〇〇〇さん、譲渡人の〇〇〇さんと私の4名で実施しました。現地は駒形地区で現況は畑です。当日は気温が高く、高齢の〇〇〇さんは車の中で待機しており、息子の〇〇〇さんが代理で説明してくださいました。〇〇〇さんは若松市に住所を移してからも耕作を続けておりましたが、近年、高齢により耕作管理が難しくなったことから、譲受人の〇〇〇さんに譲り渡したいと考えております。〇〇〇さんは勤め先がありますが、自宅に隣接しており作業が可能であることから譲り受けたいとのことであります。周辺に農地はありませんので、影響を及ぼすことなく効率的に利用されると判断し、今回の申請は問題ないと考えます。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第182号の所有権移転No.6を除く案件について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○ 13番 小林 千代松 委員

3ページの3条案件No.1の「申請理由及び備考」の欄、借受人と記載されているが、記載内容を統一のため賃貸人とすべきではないか。

○ 事務局

賃借人に訂正します。

○議長

他にご意見、ご質問はございませんか。ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第182号の所有権移転No.6を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第182号の所有権移転No.6を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第182号の所有権移転No.6の案件について」を議題といたします。なお、本案件につきましては、4番 二瓶 崇 委員に関する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、二瓶 崇 委員の退席を求めます。

※（ 4番 二瓶 崇委員 退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転のNo.6について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.6について、2番 大津 康男 委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 2 番 大津 康男 委員

〔所有権移転のNo.6 について、現地調査の結果並びに補足説明

去る 8 月 2 日、午前 9 時より現地にて譲渡人 ○○○氏、譲受人 ○○○氏が立ち合いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。結果、譲受人は以前より現地の農地で耕作しており、適正な管理がなされるものと判断いたしました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第182号の所有権移転No.6 の案件について、審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第182号の所有権移転No.6 の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第182号の所有権移転No.6 の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。4 番 二瓶 崇委員の着席を求めます。（4 番 二瓶 崇委員着席）

○議長

続きまして、「議案第183号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1 件を朗読、説明。〕

○議長

次に、現地調査の報告であります。本案件については令和8年6月に開催した第31回総会において、「報告第75号 専決処分の承認を求めることについて」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○議長

それではここで、議案第183号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第183号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第183号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第184号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました。

所有権移転No.1について、13番 小林 千代松 委員より、

所有権移転No.2について、14番 横山 敏光 委員より、

現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

なお、権利設定のNo.1については、令和8年7月に開催した第32回総会において、「報告第75号 専決処分の承認を求めることについて」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○ 13番 小林 千代松 委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る7月29日午前10時15分頃より譲受人〇〇〇の〇〇〇さん、菊地善一郎委員、大竹次長、私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇、〇〇〇は平成16年西部土地区画整理事業で施行された土地であり、〇〇〇・〇〇〇畑は遊休地でした。東西南側は道路に面しており、北側は住宅が立っておりました。取水、排水等問題はないと判断いたしました。

○ 14番 横山 敏光 委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8月7日、午後2時45分頃から、塩川町〇〇〇の現地で行いました。現地確認には譲受人の〇〇〇氏、譲受人の父親の〇〇〇氏、譲渡人の〇〇〇氏、代理人の〇〇〇行政書士が立ち会いました。農業委員会として、私と花見貞二推進委員、事務局の高橋副主査が立ち会いました。案件は〇〇〇、〇〇〇の地目が田畑に住宅と露天駐車場、雪捨て場を建設するものです。付属資料の11、12頁を見てください。11頁の部分が案件の用地です。案件の地目は田畑となっていますが、非線引き区域、第1種中高層住居専用地域でありまして、譲渡人の〇〇〇さんが、「当初から住宅用地として造成されたもの」と説明しており、用地南側に面した道路には水道と下水道は敷設されており、本管と接続すれば流れやすいようになっています。雨水は排水路に流す予定です。両隣には既に住宅が建設されており、周辺農地にも支障を及ぼすことはないと判断しました。以上、報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第184号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○3番 菊地 善一郎 委員

移転のNo.1の案内図について、方向を示す表示がない為、つけるべきではないか、他の案件の案内図についてもついているものとないものがあるため、つけるべきだと思います。

○事務局

案内図すべてに方向を示すものを表示したいと思います。

○議長

その他、ご意見、ご質問ありませんか。ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第184号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第184号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第185号 現況確認証明申請について」を議題いたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1 について、12番 小沢 勝則 委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 12番 小沢 勝則 委員

〔現況確認証明No.1 現地調査の結果並びに補足説明〕

去る7月28日午前9時半頃、現地にて申請人の〇〇〇さんは欠席で代理人の〇〇〇行政書士さんと立ち合いのもと支所の佐藤主事と田中推進委員と私で現地確認してきました。〇〇〇さんは熱塩加納在中ですが、親戚の方が〇〇〇という地区でお亡くなり、誰もおらず甥っ子である〇〇〇さんが相続したそうです。申請地は山間部のため、20年以上前から耕作しておらず農道もひどく困難となり非農地化したものです。周辺農地に支障をきたす恐れがないと判断しました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第185号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第185号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第185号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第186号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）10件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第186号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第186号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第186号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第187号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第187号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第187号につ

いては、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第187号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、第33回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）14時30分